

令和4年第1回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年3月2日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 施政方針
- 日程第 7 議案第 1号 長南町浸水警戒区域に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 長南町災害対策基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて
- 日程第15 議案第 9号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第16 議案第10号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第11号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第12号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第13号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第14号 令和3年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第15号 令和4年度長南町一般会計予算について
- 日程第22 議案第16号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第17号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第18号 令和4年度長南町介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第19号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第20号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第27 議案第21号 令和4年度長南町ガス事業会計予算について

日程第28 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君
12番	和田和夫君	13番	松崎剛忠君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	税務住民課長	長谷英樹君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	村杉有君
生涯学習課長	風間俊人君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今井隆幸	書記	山本裕喜
書記	関本和磨		

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長からご挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

令和4年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年度も残すところ1か月を切りましたが、事業事務につきましてはおおむね順調に推移し、仕上げの段階に入っているところでございます。庁舎建設につきましても、本年1月20日に安全祈願祭が行われ、現在のところ順調に進んでいる状況でございます。既にご覧いただいていると思いますが、会期中に工事の状況等について説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例議案7件、財産の無償貸付け1件、予算議案13件、人事案件1件、合わせまして22議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和4年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 河野 康二郎 君

4番 岩瀬 康陽 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、板倉正勝君。

〔議会運営委員長 板倉正勝君登壇〕

○議会運営委員長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は去る2月18日に委員会を開催し、令和4年第1回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定1件、条例の一部改正5件、条例の廃止1件、財産無償貸付け1件、補正予算6件、新年度予算7件、人権擁護委員候補者の推薦の計22議案が議題とされます。

当委員会としては付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日2日から14日までの13日間とすることに決定をいたしました。一般質問は7人の議員が行うことになっており、質問順位1番から5番までを3日に行い、6番から7番までを4日に行うことといたしました。

なお、本定例会に提出されております令和4年度長南町一般会計予算審議について、例年は予算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行っていましたが、本年は各特別会計等と同様に本会議で審査することといたしました。

ここで令和4年度長南町一般会計予算に関する審査の方法を申し上げます。

審査は、特に歳入と歳出に区分して質疑を行います。まず、歳入については、1款町税から22款町債までを一括して質疑を行い、歳入に関する質疑終了後、歳出に関する質疑を行います。

歳出については、1款議会費から13款予備費までを款ごとに区分し、質問者及び答弁者、また傍聴者にも分かりやすいよう一問一答を原則とします。

質疑の回数については、会議規則第55条第1項ただし書の規定により、「特に議長の許可を得たときはこの限りでない」を適用し、款における質問回数の制限は設けておりませんが、説明欄の各項目ごとに3回以内とすることに決定をいたしました。

また、自身が所属する常任委員会の所管事務内容については、質問を控えることといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和4年第1回長南町議会定例会、日程概要のとおりでございます。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。以上です。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日2日から14日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日2日から14日までの13日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案22件の送付がありこれを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和3年12月分、令和4年1月分の例月出納検査の結果を、並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

次に、令和4年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会について、本件については長生郡市広域市町村圏組合議会議員の御園生 明君から報告させます。報告を求めます。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、御園生 明君。

〔長生郡市広域市町村圏組合議会議員 御園生 明君登壇〕

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（御園生 明君） 皆さん、おはようございます。

長生郡市広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

令和4年第1回定例会は、去る2月8日から2月25日にかけて開催されました。

議会冒頭に、白子町、睦沢町、長南町の議員交代による各常任委員会、議会運営委員会委員の選任が行われました。

続いて、3件の専決処分承認、令和3年度補正予算4件、令和4年度一般会計予算、特別会計予算3件、条例改正2件、監査委員2名の選任、教育委員会委員の任命の議案が上程され、可決されました。

また、令和4年度一般会計予算及び特別会計予算は各常任委員会に付託になり、最終日、付託案件の総括審査を経て可決されました。

なお、監査委員の選任につきましては、白子町の片岡 修氏、議会選出から一宮町の鶴沢一男氏が選任され、教育委員の任命については、長南町の糸井教育長が任命されました。

それでは、令和4年度の長生郡市広域市町村圏組合の行政運営及び予算施策について報告いたします。

最初に、令和4年度の一般会計予算であります。歳入歳出それぞれ71億3,881万5,000円で、歳入は、主な財源を市町村負担金に依存し、予算に占める割合は68%で、前年度予算に対し2億8,598万6,000円、6.3%増の48億5,125万円です。

増額となった要因は、各施設の老朽化に伴う維持修繕費の増加、ごみ焼却施設基幹的施設改良事業で、令和2年度に予定していた工事を令和4年に持ち越したこと、また、新型コロナの市町村財源に与える影響を考慮し維持補修費を先送りするなど、1億円余りの市町村負担を緊急的に削減したことによるものです。

国庫支出金につきましては、前年度予算に対して18.7%減の3億8,170万9,000円となり、主な事業は、廃棄物処理施設基幹的設備改良事業、ごみ焼却施設二酸化炭素排出抑制対策事業、最終処分場建設事業等でありま

す。

県支出金でございますが、前年度より2.6%減の2,952万6,000円の計上です。

組合債は、前年度予算に対し48.6%増の8億9,590万円で、増加の要因として、ごみ焼却施設の起債対象事業の増、蒸気タービン発電機補修工事、最終処分場の建設、また、消防債の常備消防施設整備事業、非常備消防施設事業等によるものです。

支出では、議会費の0.5%増、総務費2.7%増、民生費18.3%増、清掃費は21.7%増、34億7,041万円、し尿処理施設1億3,656万8,000円、可燃物処理費17.3%増の22億3,651万円、不燃物処理費55%増、2億8,506万6,000円で、増額の要因として、ごみ受入れ特別作業委託費の増加、粗大ごみ破碎処理施設の補修など、老朽化による維持補修費によるものです。

最終処分場費は3億3,293万3,000円で、エコパーク長生のかさ上げ工事維持補修工事費の増によるものです。

最終処分場建設では、115.9%増の1億754万7,000円で、事業の進捗により実施設計業務委託及び事業費が計上となっています。

教育費では、視聴覚教材センターの管理運営費で1,834万5,000円です。

特別会計の火葬場、斎場事業については、予算による負担金の割合は70.4%で、5.3%増の1億5,320万5,000円の増。増の要因として、施設修繕、空調施設改修によるものです。

水道事業については、事業収益の0.4%増の50億3,368万7,000円で、市町村負担は前年度と同額の4億290万円、営業外収益10億5,204万1,000円を見込み、事業費用は48億3,253万8,000円、0.9%増、営業外費用2億1,605万1,000円、予定損益では2億114万9,000円の収益を見込み、当年度純利益1億3,016万2,000円でありませす。

資本的収入及び支出では、資本的収入9億118万6,000円を見込み、資本的支出20億7,129万1,000円で、不足する額11億7,010万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填します。

主な事業として、配水管布設替え工事1,090メートル、道路改良に伴う入替え工事1,259メートル、河川改修事業に伴う入替え工事1,740メートル等です。

また、今後、九十九里地域、南房総地域と県水との統合が検討されます。

最後に、病院事業でございますが、年間患者数、入院3,650人、外来は8万5,050人を見込み、事業収益は33億8,511万4,000円、事業費用33億2,431万9,000円で、経常利益6,079万5,000円、当期純利益6,079万5,000円を見込みました。

資本的収入では、7億397万2,000円、資本的支出では7億3,446万3,000円で、不足する額3,049万1,000円は損益勘定留保資金等で補填します。

事業については、電子カルテシステムの更新、医療機器の整備として5億1,468万円、B棟の新築のための基本設計及び実施設計委託、C棟の防水工事分として1億6,270万円が計上されています。

以上、令和4年度一般会計及び特別会計の内容であり、長南町の負担は3億6,211万1,000円となっています。詳細につきましては、予算書が配付されますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、長生郡市広域市町村圏組合第1回定例会の報告といたします。

○議長（松野唱平君） これで長生郡市広域市町村圏組合議員の報告は終わりました。

10番、加藤義男君。

○10番（加藤喜男君） 今、広域の議員であります御園生議員から、広域の議会の状況の報告がありました。ありがとうございました。議員になって初めてかなという、こういう公式の場で広域の議会の状況をお聞きしたのは、初めてのような感じは私は思っております。

最近の広域の重要案件としまして、さきの全員協議会でもお聞きしました水道事業の問題や長生病院の改築の関係、また消防署の関係など、いろいろ動きがあるように聞いております。

そこで、広域の議員でもあります議長にお願いですが、今回は本会議の冒頭でお聞きしたところでありますが、この関係を定例議会ごとに全員協議会を開いていただいて、その中でもうちょっとこの状況を深く教えていただく、意見、質疑もさせていただくというようなことで、全員協議会の場でこういう場を設けていただければ、もうちょっと深く勉強ができるのかなということで、議長にご検討をお願いして、終わりにします。

○議長（松野唱平君） ただいまの加藤議員の件でございますけれども、ほかの町村では重要な案件がございますと広域のほうから来ていただいて、何か報告をしていただいたようなことを聞いております。そのようなことで、今後また広域のほうと協議して、今の件につきましては検討してまいりたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をさせていただきます。

2月末現在のコロナワクチン接種の状況ですが、65歳以上の方で2回の接種が終了している方の接種率は93.1%、12歳以上の接種者全体で2回の接種が終了している方の接種率は90.2%となっております。

3回目の追加接種につきましては、当初8か月以上の接種間隔を空けて始めておりましたが、2月からは7か月の接種間隔が空いている方を対象に個別接種を開始し、また、2月21日からは町農村環境改善センターを会場に、町内の2つの医療機関の協力をいただきながら集団接種も開始しており、現在の接種率は16.3%となっております。町で行います集団接種につきましては、4月にも10回ほど予定をしており、前回より多くの方に集団による接種が行えるよう準備をしております。

なお、まん延防止等重点措置につきましても、3月6日まで延長されておりますので、住民の皆様には引き続き3密を避け、基本的な感染対策にご協力をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

◎施政方針

○議長（松野唱平君） 日程第6、施政方針を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日ここに、令和4年第1回定例議会の開会に際し、令和4年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに当たりまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

このたび3期目の町政執行の重責を担うこととなり、改めてその責務を重さを認識し、身の引き締まる思いでございます。これまでの2期8年間で培った行政運営の経験を生かし、誰もが健康でいきいきと安全に暮らせるまちの実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様には一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、緊急事態宣言の発令により、町民の皆様の生活や地域経済に大きな影響を受けました。そのような中、本町でも感染拡大防止対策の強化や円滑なワクチン接種の実施に取り組んでまいりましたが、今もなお新たな変異株の猛威を受け、日本社会全体が打撃を受けている状況であります。

本町といたしましては、3回目のワクチン接種を円滑に進め、感染拡大の防止と社会・経済の両立に努め、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた取組を推進してまいります。

また、令和4年度に計画期間の2年目を迎える長南町第5次総合計画を基軸にして、主要課題である人口減少・少子高齢化に起因する様々な課題や変化をしっかりと受け止め、自立的で持続可能なまちづくりを目指してまいります。常に住民目線で住民に寄り添った行政サービスに心がけていきたいと考えております。

さて、我が国の経済情勢を見渡しますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されています。

また、町の財政状況は、令和2年度決算から見ますと、健全な財政運営を判断する指標のうち、実質公債費比率は6.4%、将来負担比率は10.2%と、早期健全化基準を下回っています。県平均と比較すると、実質公債費比率は0.7ポイント高いですが、将来負担比率は18.3ポイント低い水準にあり、健全な状態にあると言えます。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、前年度と比較しますと2.9ポイント減の82.0%、義務的経費は44.3%で、前年度より0.1ポイント減となっており、改善はしているものの財政の硬直化について予断は許さない状況となっています。

このような状況の中、令和4年度一般会計予算につきまして、町税総額は、固定資産税において償却資産の増収見込みがあることなどから、前年度と比較して4.3%上昇していますが、依然として自主財源の確保は厳しい状況にあります。

事業の実施に当たっては、各基金からの繰入れ、地方債の借入れなどにより財源確保を行い、庁舎建設事業を主に前年度比16.2%増、当初予算規模では過去最大となる52億2,500万円の編成といたしました。

それでは、長南町第5次総合計画に位置づけた6つの基本方針に沿いまして、各事業に係る方針を申し上げます。

初めに、社会基盤の充実したまちでは、まず、役場庁舎建設については、新たな防災拠点として町民の皆様をはじめ、来庁者が利用しやすい庁舎とすべく検討を進めてまいりました。本年1月から本格的な建設工事に

着手し、完成は令和5年1月末を予定しているところでございます。

また、庁舎建設に合わせ、防災行政無線卓を更新し、防災行政無線で発信した情報を町ホームページのほか複数のメディアと連携構築し、情報発信力の強化を図ってまいります。

町道の整備については、歩行者や学生の交通安全対策として通学路を整備し、橋梁等については、超寿命化を図るための修繕工事を継続して行うなど、安心して安全なインフラ整備を図ってまいります。

河川については、流れを阻害する竹木の伐採や河川の護岸など、適切な維持管理と整備を図ってまいります。地籍調査事業では、計画区域の約4割が現地調査を完了し、登記事務もおおむね順調に進捗しております。今後も事業計画に基づいて推進してまいります。

地域公共交通については、交通空白地解消のため巡回バス及びデマンドタクシーを運行しておりますが、人口減少による公共交通利用者の減少や、高齢化による運転免許証自主返納者の増加などにより、効率的な公共交通網の維持が困難であることから、公共交通の利用実態と町民ニーズの調査分析を踏まえ、第2次となる公共交通計画のマスタープランを策定し、利用しやすい公共交通網を目指してまいります。

重要なライフラインの一つである地上デジタル放送の受信については、老朽化が進んでいる西地区テレビ共同受信聴視施設の改修に向けて、前年度に実施した調査及び設計に基づく精査を行い、令和4年度中に改修工事に取りかかることを視野に取り組んでまいります。

次世代の社会基盤となるデジタル化については、行政質問統一化にも配慮しながら、マイナンバーカードの利便性向上と普及促進に努めてまいります。

マイナンバーカードにつきましては、身分証明書としての活用のほか、昨年10月からは健康保険証利用の本格活用がスタートし、12月からはスマホアプリを使用した新型コロナワクチンの接種証明書の申請・交付ができるようになるなど、様々な運用がされるようになってきました。

本町におきましても、令和4年度中にコンビニに設置してありますキオスク端末でマイナンバーカード利用し、住民票や印鑑証明、所得証明書等の証明書が取得できるように準備を進めてまいります。

次に、活力と賑わいにあふれたまちでは、地方創生・地域活性化に向けて策定した第2期長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が2年目を迎える中、商工業・農業・観光の振興、企業誘致、人口対策、雇用創出など、あらゆる側面から活力と賑わいにあふれたまちづくりに取り組んでまいります。

まず、移住・定住に向けた取組として、近年普及しているリモートワークや二拠点居住など、新しい暮らし方や働き方を求めて増加している移住相談者の受皿を確保するため、長南町空き家バンク登録促進事業補助金及び若者住宅取得奨励金制度を連動させ、課題となっている空き家の有効活用を図ると同時に、若年層の転入促進、流出抑制を図り、地域課題である空き家問題と人口対策の解消につなげてまいります。

また、令和3年度中に長南町空き家等対策計画を策定することから、この計画書に準拠し、さらなる空き家化の抑制、予防に努め、空き家の流通促進に向け、強力で推進してまいります。

企業誘致につきましては、長南西部工業団地計画跡地、空港代替地といった町有地を有効活用し、本町の地域経済の活性化や、雇用創出につながる企業の誘致に取り組んでまいります。

農林業の振興につきましては、食料・農業・農村基本計画や国が進めるみどりの食料システム戦略の動向を注視しながら、本年も引き続き農地の集積・集約化、担い手の農地利用を促進し、生産額の増加につながる施

策を展開してまいります。

本町の主要作物である水稲につきましては、就農者の高齢化や後継者不足、新型コロナウイルスの影響による全国的な米余りによる買取り価格の大幅な下落など、厳しい状況が続いております。このようなことから、地域の中心となる経営体等を定める人・農地プランの実質化を進め、次世代を見据えた農業の推進、新たな担い手の確保に努めてまいります。

有害獣対策については、国・県の補助制度を活用した地域ぐるみの対策を具体的に推進するほか、柵と罠を有効的に組み合わせた中での捕獲を積極的に行ってまいります。

多面的機能支払につきましては、各地区での共同作業が定着し、様々な面での波及効果をもたらしておりますので、引き続き導入地区の拡大を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、昨年コロナ臨時交付金を財源とした地域応援券事業にて消費喚起を行い、商店等への事業継続支援など、地域に寄り添った活動を実施してまいりました。引き続き、経営改善指導や資金融資に対する利子補給を行い、町全体の商工業活性化を支援してまいります。

観光分野におきましては、野見金公園周辺にて、共同事業の先駆けとなる水沼地区住民主導のトレッキングコースが整備されるなど、これらを併せた施設の適切な維持管理を実施し、観光需要を取り込めるよう、活用を図ってまいります。

また、広域的観点から、県観光連盟、各協議会等と連携し、圏域内に存在する様々な魅力や資源を結びつけた広域観光ルートの設定やインバウンドの取組を行うなど、新たな地域の魅力を発信してまいります。

次に、自然と調和した暮らしやすいまちでは、本町が守り続けてきた豊かな自然環境は、未来に向けて絶やしてはならない重要な財産であり、この自然を守りながら地域資源の有効活用を図ることは、世界的に取り組まれているSDGsの推進、脱炭素社会の実現の根本とも言える取組であります。

まず、本町特有の資源を活用したガス事業では、安全と安心を最優先をテーマに、安定供給を将来にわたり継続し、安くて魅力的なガス料金を維持し、安全で快適な生活に貢献してまいります。

また、白ガス管入替え工事等の経年管対策、ガスホルダーの開放検査をはじめとする中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化に取り組んでまいります。

循環型社会の推進では、河川の水質保全として、個別処理方式の合併処理浄化槽や脱炭素社会の形成に向けた太陽光発電による家庭用蓄電池システムの推進を図るため、設置に対する支援を継続してまいります。

次に、だれもが健康で元気に暮らせるまちでは、福祉の分野では、時代の変遷とともに支援を必要とする対象者が多様化し、これに応えるべく行政としても多角的な支援を用意しているところです。また、民間の事業者とも連携を図る中で、自助、互助、共助、公助のバランスの取れた福祉のまちづくりが求められていると考えております。

まず、児童福祉の分野においては、一昨年より実施しております保育所・幼稚園の利用料無償化と、子育て世帯の経済的負担軽減に加え、ひとり親家庭に係る医療費支援を充実させ、あらゆる人たちにとって子育てのしやすいまちとなるよう努めてまいります。

障がい者、障がい児の福祉につきましては、第6期障がい計画、第2期障がい児童福祉計画の両計画に基づき、それぞれの人格や個性を尊重した福祉サービスの提供を行うための施策、体制づくりを図ってまいります。

高齢者福祉では、介護保険事業について、令和3年度からの第8期計画の下、要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう、各種サービスの充実に努め、かつ安定的な事業運営に努めたいと考えています。

また、介護予防事業のほか、健康寿命を延ばすことを目的とした認知症予防施策への注力も肝要であると考えております。町の認知症サポート医を中心とした予防事業、また地域住民や事業者との協働によるコミュニケーションの場の提供など、包括支援センターを中心に進めてまいります。

また、町社会福祉協議会を通して、独居高齢者への給食サービスや買物支援などの高齢者福祉事業を実施するとともに、きめ細かい福祉の充実に努めるため、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

保健事業では、当面の課題である新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種事業のほか、健康増進を総合的に推進し、町民の皆様が健康で元気に暮らせるまちづくりを展開します。

コロナ禍に生活環境の変化により、生活習慣病につながるリスクが高くなっていることから、健活クラブをはじめ、ちょな丸ポイント事業で健全な食生活や生活習慣の定着に向けた取組を継続してまいります。

乳児健診、特定健診、各種がん検診などの事業は、疾病の予防、早期発見・早期治療に向け、受診率の向上に努めてまいります。また、受診後の保健指導、健康相談業務の充実に努めてまいります。

特に母子保健では、新年度より開始されます3歳児健診における眼の屈折検査の導入、HPV感染症を防ぐキャッチアップ接種の実施など、より安心できる子育て環境を提供できるよう努めてまいります。

豊かな心をはぐくみ、生きる力を学べるまちでは、学校教育においては、長南町教育振興基本計画の方針に沿って、特色ある長南町の教育を推進してまいります。

特色ある教育の推進では、小中一貫教育と体験活動やふるさと学習を進めることで、郷土を愛する長南っ子を育成します。

生きる力の育成では、小・中学校児童・生徒に1人1台配付されたタブレットや中学校まで整備された電子黒板を活用し、事業改善に努め、児童・生徒のコミュニケーション能力や問題解決力の育成に努めます。

地域とともに歩む学校づくりでは、新たな地域学校協働本部を設置し、既に設置済みの学校運営協議会と車の両輪となってコミュニティスクール活動を推進します。

学校給食においては、引き続き給食費の無償化に取り組み、保護者の教育費負担の軽減を図ってまいります。子育て支援を充実することにより、移住人口の増加や持続可能なまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

社会教育については、新型コロナウイルス感染症の収束が見通しにくい状況の中においても、幅広い年齢層の皆様が生きがいと楽しさを求めて、共に学び、共に楽しめる教室や講座を、安全に配慮しながら開催してまいります。

青少年の健全育成では、自ら考え主体的に判断し行動できるよう、様々な体験事業を実施し、豊かな心の育成を支援いたします。また、学校や福祉、地域と連携しながら、家庭教育支援チームの組織化を進め、家庭教育支援体制の充実化を図ってまいります。

伝統文化の継承と振興では、本町が誇れる町内の歴史遺産・伝統文化の保護など、生涯学習や観光、学校教育との連携と併せ、様々な分野での取組を進めてまいります。

社会体育については、今後も予断を許さない新型コロナウイルス感染症の状況を適切に見極めながら、町スポーツ協会やスポーツ推進委員との連携を図り、スポーツを通じた健康で明るいまちづくりに努めてまいります。

最後に、安心・安全に暮らせる町民との協働によるまちでは、災害に強いまちづくりを推進するため、令和3年3月に策定した国土強靱化地域合同計画や、現在見直しを進めております地域防災計画に基づき、町民の生命・財産などの安心・安全に努めてまいります。

また、災害時における地域防災の要となる自主防災組織についても、引き続き組織設立の促進を図ってまいります。

近年の気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、水防災意識の再構築と、一宮川流域治水協議会における流域全体で水害を軽減させる流域治水対策にも継続して取り組んでまいります。

協働の関係では、町民の皆様が主体となって地域活性化に取り組む事業について、町民提案事業補助金により支援を行い、それぞれの団体が目指す地域の課題解決、まちづくりに寄与してまいりたいと考えております。

まちづくり全般につきましては、町民の皆様が将来の長南町をイメージできるような町の将来像を共有しながら、ふるさと再生に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、令和4年度を迎えるに当たりまして、町政に関する私の姿勢を述べさせていただきました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで施政方針は終わりました。

◎議案第1号～議案第22号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第7、議案第1号 長南町浸水警戒区域に関する条例の制定についてから、日程第28、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第22号まで、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町浸水警戒区域に関する条例の制定についてでございますが、本案は令和元年10月の大雨による甚大な浸水被害を受け、今後これと同規模の降雨に対して、新たに浸水被害を発生させないため、建築基準法に基づく災害危険区域として浸水警戒区域を指定し、建築物における建築の制限を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は多くの自治体では条例で職員の失職の特例に係る規定を設けていることから、本町においても他の自治体と同様、特例に係る規定を設けるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国家公務員の措置に準じて、職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等を進めるために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第5号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国の基準の一部改正に伴い、事業者等の業務負担軽減を図るため、諸記録の作成及び保管について、電磁的方法による対応が可能とされたことにより、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は全世代対応型の社会保障を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、未就学児の被保険者均等割額に係る規定を改正するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町災害対策基金条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本案は今年度末に基金事業の実施期限を迎えるため、基金条例の廃止を行うものでございます。

次に、議案第8号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてでございますが、旧東小学校の跡地活用については、株式会社クラブティに対し5年間の無償貸付けを行ってきたところですが、このたび契約期間が満了となり、同社から契約更新の申出がありました。

当該企業は地元雇用の創出や町民の利活用等、地域の活性化及び地域貢献が今後も期待できることから、本年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、校舎及び附属物を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、底地・グラウンド(用地)については、新たに有償貸付けすることとしております。

次、議案第9号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第9号)についてでございますが、本補正予算は主に事務事業の執行に係る精算、人件費の減額及び財政調整基金等への積立金を追加するもので、歳入歳出それぞれに3億6,365万3,000円を追加し、予算の総額を58億4,656万2,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第10号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございますが、本補正予算は決算を見込む中、財政調整基金への積立てをするもので、歳入歳出それぞれに2,137万3,000円を追加し、予算の総額を11億3,737万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第11号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、本補正予算は介護給付費等の決算を見込む中で、歳入歳出それぞれから5,947万1,000円を減額し、予算の総額を11億595万8,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第12号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本補正予算は人件費の減額と財政調整基金積立金及び公課費の追加をするもので、歳入歳出それぞれに261万9,000円を追加し、予算の総額を7,855万1,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第13号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本補正予算は主に地方公営企業会計移行支援業務委託料の精算による減額をするもので、歳入歳出それぞれから361万6,000円を減額し、予算の総額を2億1,959万4,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第14号 令和3年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中、ガス売上関係及び人件費の精算に伴う補正をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 令和4年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算につきましては、前年度からの継続事業として実施しております庁舎建設工事のほか、第5次総合計画に掲げた施策を推進し、誰もが健康でいきいきと安全に暮らせるまちの実現に向けた取組に要する事務事業費を計上しております。厳しい財政状況の中でございますが、各基金からの繰入れ、地方債の借入れ等による財源確保により予算編成をさせていただきます。予算総額としては、前年度に比較し16.2%、7億2,700万円増の52億2,500万円とするものでございます。

次に、議案第16号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は昨年度に引き続き安定的な保険財政運営を実施していくためのもので、予算総額は前年度比0.5%、600万円増の11億2,200万円とするものでございます。

次に、議案第17号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は千葉県後期高齢者医療広域連合議会が2月14日に開催され、令和4年度の特別会計予算が可決されたことから、これに基づくもので、予算総額は前年度比2.8%、380万円増の1億3,830万円とするものでございます。

次に、議案第18号 令和4年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は第8期介護保険事業計画との整合性を図るもので、予算の総額を前年度比0.6%減の11億4,200万円とするものでございます。

次に、議案第19号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は前年度と比較し50万円、0.7%減の6,880万円とするものでございます。

次に、議案第20号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本予算は前年度と比較し1,630万円、7.3%増の2億3,830万円とするものでございます。

次に、議案第21号 令和4年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は令和4年度の供給戸数を4,599戸、年間供給量を864万7,000立方メートルとし、純利益を41万2,000円とするものでございます。

最後に、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は現委員の鈴木美智代氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上が本定例議会に提案しております22議案の概要でございます。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時20分を予定しております。

(午前10時05分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

○議長（松野唱平君） 議案第1号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

〔建設環境課長 唐鎌仲康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌仲康君） それでは、長南町浸水警戒区域に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

お手元の議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号 長南町浸水警戒区域に関する条例の制定について。

長南町浸水警戒区域に関する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の参考資料に基づきましてご説明させていただきますので、1ページをお開きください。

まず、本条例案の制定の趣旨ですが、令和元年の10月の大雨による甚大な浸水被害を受け、将来これと同規模の降雨に対して、新たに浸水被害を発生させないため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域として、浸水警戒区域の指定及びその区域内における建築物の建築の制限について、新たに条例を制定するものです。

ここで、建築基準法第39条第1項につきまして、地方公共団体は、条例で、津波、高波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができるとし、第2項では、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めるとされております。

2の制定の内容といたしましては、第3条では、浸水警戒区域の指定については、関係住民及び関係する河川管理者の意見を聞き、町長が指定し、区域を公示し、区域を記載した図書を縦覧しなければならない旨を、第4条では、浸水警戒区域内においては、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他の居住室を有する建築物並びに病院及び児童福祉施設等の建築を制限し、制限を受けない建築物については別に規則で定める旨を、第5条では、建築基準法85条、仮設建築物等に対する制限の緩和の適用を受ける仮設現場事務所などや、既存する建築物を増築、改築または修繕しようとする場合については、前条である建築の制限を適用しない旨を、第6条では、建築物が浸水警戒区域内外にわたる場合、その全部について建築制限を適用することとします。

なお、この施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

以上、雑駁な説明でしたが、ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号及び議案第3号の内容の説明を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

〔総務課長 三十尾成弘君登壇〕

○総務課長（三十尾成弘君） それでは、議案第2号及び第3号につきまして、一括して内容の説明を申し上げます。

議案書4ページをお開きください。

議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の2ページを、併せまして議案書5ページをご覧ください。

改正の趣旨でございますが、地方公務員法第16条第1号の規定により、禁錮以上の有罪が確定した地方公務員一般職の職員は、執行猶予の有無に関わらず失職することとなります。しかし、同法第24条第4項では、条例で定める場合を除くほかという規定により、多くの自治体では条例で失職の特例に係る規定を設けております。本町においても他の自治体同様、特例に係る規定を設けるため条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第3条、第4条及び第6条につきましては、見出しの追加及び条文整理によるものでございます。

議案書5ページになりますが、第4条第2項として、休職者の休職期間中における給与については、既に条例で定めておりますが、条文により明確化させていただくものです。

次に、第5条、第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。第5条、失職の特例。任命権者は、第16条第1項に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、その情状を考慮して特に必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとする。第2項、前条の規定によりその職を失わなかった職員が当該刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料の3ページに新旧対照表を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案書6ページをご覧くださいと思います。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料の5ページ、併せまして議案書の7ページをご覧くださいと思います。

改正の趣旨でございますが、地方公共団体の職員の勤務時間・休暇、その他の勤務条件について、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、その措置に準じて、職員の育児休業・介護休暇という取得要件の緩和等を進めるため、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる処置のうち、令和4年4月1日施行予定の事項につきまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、配偶者出産休暇等の新設など、育児休業・介護休暇等の取得要件のうち、在職期間要件の廃止・緩和とし、第2条及び第19条を改めるものです。

議案書7ページ中、中段になりますが、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等といたしまして、本則の次に2条を加えるものです。第23条では、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を、24条では、勤務環境の整備に関する措置として、任命権者が講じる内容を加えたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の6ページ、7ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

大変雑駁な説明でございましたが、以上で議案第2号及び第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第2号及び議案第3号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号及び議案第5号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第4号及び第5号につきましてのご説明を申し上げます。

初めに、議案第4号でございます。

お手元の議案書8ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書9ページ、また、参考資料9ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴いまして、本条例におきましても一部改正をさせていただくものでございます。

改正の内容といたしましては、参考資料10ページの第5条、内容及び手続の説明及び同意のうち、第2項から第6項までの電磁的方法等に関する規定を削除いたしまして、13ページの第4章雑則に、第53条電磁的記録等として、事業者等の業務負担の軽減を図るための諸記録の作成及び保管について、電磁的方法による対応が可能とされたことによる追加規定をさせていただくものでございます。

第1項には、電磁的記録を可能とする規定を定め、第2項から第6項では、電磁的方法及び事業者等における諸記録の作成や保存などについての規定を定めるものでございます。また、その他の改正につきましては、法律等の改正に合わせて規定の整備をするものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第4号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号でございます。

お手元の議案書、12ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書13ページ、また、参考資料17ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、本条例におきましての一部改正をさせていただくものでございます。

改正の内容といたしましては、参考資料19ページの第6章雑則に、第49条電磁的記録として、事業者等は諸記録の作成及び保管などを書面に代えて、電磁的記録により行うことが可能とされたことによる追加規定でございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第5号の内容の説明とさせていただきます。

議案第4号及び議案第5号につきましてご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第4号及び議案第5号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第6号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書14ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明をさせていただきます。

参考資料の21ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらの内容につきましては、国民健康保険税におけます未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置でございます。主に第21条関係の改正をお願いするものでございます。

まず、1の改正の趣旨でございます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に施行され、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことによりまして、国民健康法施行令において一部改正が生じ、国民健康保険税における未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が令和4年4月1日から施行されることに伴いまして、長南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組としまして、国民健康保険税における未就学児に係る被保険者均等割額について、5割を公費で支援する制度が令和4年4月1日から施行されます。この制度によりまして国民健康保険税における未就学児に係る被保険者均等割額の軽減割合は下記のとおり割合でございます。例えば7割減額対象の未就学児の場合は、残りの3割の半分を減額することから、8.5割の軽減割合となります。

次の22ページをお願いいたします。

減額なしの場合、均等割額が1人当たりの医療分で2万4,000円、後期分で1万3,000円ですので、軽減額につきましては、先ほど説明いたしました軽減割合を医療分の2万4,000円と後期分の1万3,000円にそれぞれ乗じた額となっております。

また、国・地方の負担割合につきましては、公費で支援する5割のうち、国が2分の1、県と町が4分の1の負担割合となっております。

なお、施行の日は公布の日からの施行とし、ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行いたします。

この条例によります改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前のおりとさせていただきます。

また、23ページ以降は新旧対照表となりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第7号から議案第9号までの内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、初めに議案第7号 長南町災害対策基金条例を廃止する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

議案第7号 長南町災害対策基金条例を廃止する条例の制定について。

長南町災害対策基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書18ページをお開き願います。あわせて、内容の説明につきましては、参考資料の36ページをお願いいたします。

まず、1の制定の趣旨でございますが、東日本大震災からの復興に資する事業を行うことを目的に、県から交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を基金事業として実施するため、長南町災害対策基金を設置しましたが、基金事業の実施期限である令和3年度末を迎えるに当たり、基金全額を取り崩すこととなり、基金は設置目的を果たし、その役割を終了するため、基金廃止の条例を制定するものです。

また、補足の説明となりますが、基金事業を実施するに当たり、従来から設置している財政調整基金等の基金では県の示す要件に合致しないことから、平成24年6月に長南町災害対策基金を新たに設置したものでございます。県から平成24年度に1,400万円、平成25年度に600万円の計2,000万円が「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金として交付され、この基金に積立てを行いまして、地域防災計画修正業務、総合防災マップ作

成事業、防災備蓄品整備事業などの事業に充てるため、取崩しを行い活用いたしました。

2の制定の内容でございますが、長南町災害対策基金条例（平成24年長南町条例第15号）は、廃止するという内容でございます。制定の趣旨でも申し上げたとおり、令和3年度末に基金事業の実施期限を迎え、基金はその役割を終了するため、廃止するための条例を制定するものでございます。

施行期日でございますが、今年度末までは基金を設置しておくため、基金を廃止する本条例の施行期日は令和4年4月1日とさせていただくものでございます。

以上、議案第7号 長南町災害対策基金条例を廃止する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第8号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書19ページをお開きください。

議案第8号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

最初に、旧東小学校の利活用に関して、株式会社クラフティが行ってきた過去5年間の実績などについて、若干触れさせていただきたいと存じます。また、参考資料の37ページから39ページも併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、過去5年間の実績関係ですが、参考資料の39ページをご覧いただきたいと存じます。

これまでの取組についてを、A4横の年度ごとの時間軸で表記してございます。2017年、元号の平成29年から事業が開始され、音楽グループのミュージックビデオ撮影や日本テレビの番組撮影など、年度ごとに二、三本から四、五本の映画やテレビなどの撮影を行っており、長南町の知名度も抜群に上がっているものと推察されます。

また、地域貢献関係では、平成30年には長南小学校6年生の卒業イベント、ほっこりピザ大会や、東地区有志の会主催の肝試し大会、令和元年には卒業記念写真撮影会、令和2年には長南小学校6年生卒業イベントの冬の夜祭り、令和3年には長南町新成人記念写真撮影会を実施しております。

また、選挙関係では、投票所の協力や災害時の体育館避難所使用などに協力をいただけてきました。また、長南フェスティバルの参加や町花火大会でも協賛をいただいております。特に、台風、大雨などの災害時やコロナウイルス感染拡大時には物資応援などの寄附を頂きました。

それでは、今回、小学校跡地活用の中では最初であった旧東小学校跡地に株式会社クラフティが進出したことに関する契約が終了の時期を迎えるに当たり、契約更新したい旨のご提案がございましたので、議案上程するまでの経緯をご説明いたします。

今年に入りまして、先般1月28日に開催した第2回空き公共施設活用検討委員会におきまして、旧東小学校の跡地利活用について更新し、継続使用を希望する株式会社クラフティから活用提案の申出がございました。

提案内容につきましては、学校施設をそのまま生かして映画やテレビドラマ等を撮影するレンタルスタジオ

や、ロケ地としてのスクールスタジオ事業、またドローンの資格認定事業、企業運動会事業などを中心とする活用を引き続き実施したいとのことでした。また、附属的ではございますが、事務機器や撮影機材のレンタル事業、レンタル用事務機器の清掃整備を行うリファイニング事業としても継続して活用したいとのことでした。

検討委員会での協議、審議結果につきましては、賛成11名、どちらでもない1名、反対者なしで、賛成多数の審議結果となりました。検討委員会会長による1月31日付の町長宛ての報告書では、株式会社クラフティが長南町へ進出してきたから、この5年間の事業実績及び今後の事業展開に対する各委員の意見集約の結果、今後の継続活用については妥当であるとの判断をいただき、了承をいただいております。

検討、審議結果を受理いたしました町としては、この5年間、地域に根差した実績や財政上のメリット、町民の利活用、また地域活性化や雇用創出がこれからも引き続き期待できるものと十分認められるものでございます。

そこで、今回の貸付けに当たり、前回からの大幅な変更点は、学校建物部分とそれに附属する電気設備や給水設備などの附属物のみ限定して無償貸付けとすることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

したがって、学校建物の底地と校庭部分の土地については、今回は有償貸付けとするものでございます。土地部分は、現在の試算ですと、年間88万6,800円を貸付金額として有償貸付けする予定でございます。

次に、無償貸付けとする理由につきましては、大きく5点ほど挙げられます。

1点目、財政上のメリットとして、法人町民税及び個人住民税として年間約30万円の歳入が見込める点。

2点目、小学校跡地の恒常的な施設維持管理経費の節減。年間約130万円程度の節減につながり、町の財政負担が大きく縮減、圧縮することとなる点。

3点目、雇用の創出が今後見込まれる点。

4点目、今後も継続して地元の草刈りや側溝清掃などの環境美化保全に対して地域貢献してくれる点。

5点目、地域貢献にも関連しますが、イベント関係で肝試し大会や長南町デイキャンプ卒業記念イベントなど、地域に密着した関連行事にとっても協力的である点など、以上の理由から無償による貸付けをお願いするものであります。

それでは、議案書の20ページをご覧くださいと思います。

1、無償貸付する財産の種類として、建物及び建物附属物とするものでございます。

2、無償貸付する財産の所在等でございますが、所在につきましては、長南町地引1239番地先、旧長南町立東小学校でございます。

建物につきましては、西側校舎（鉄筋コンクリート造、延べ床面積1,394平米）、北側校舎（鉄筋コンクリート層、延べ床面積1,384平米）、屋内運動場（鉄骨造、延べ床面積530平米）でございます。

建物の附属物としては、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他設備でございます。

3、無償貸付けする相手方につきましては、所在地、東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビル16階、名称、株式会社クラフティ、代表者、代表取締役風間哲也氏でございます。

4、無償貸付の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願い申し

上げます。

続きまして、議案第9号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第9号）の内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、事務事業の精算及び人件費の減額並びに財政調整基金等への積立
てが主なものとなっております。

議案書の21ページをお開きください。

議案第9号 令和3年度長南町一般会計補正予算について。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開きください。

令和3年度長南町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,365万3,000円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,656万2,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございます。

継続費の変更は、第2表、継続費補正によるものでございます。

第3条、繰越明許費でございます。

地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、第3表、繰越明許費によるものでござい
ます。

第4条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから6ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。内容につきましては、後ほど事項別明
細書によりご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、庁舎建設事業の執行に伴い12億3,244万から10億8,654万8,000円に減額し、
年割額の変更を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費でございますが、歳出予算の経費の金額のうち、その性質上または予算成立後の事由に
より、年度内に支出が完了しない見込みがあるものについて、翌年度に繰り越して使用できるように対象事業
限度額を定めるものであり、本編に掲げる8事業について繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

変更となりますが、過疎対策事業では起債限度額を340万円減額し、7,230万円とするものでございます。内

訳としては、有線共聴施設光化改修工事実施設計業務及び町道利根里線道路改良工事の執行に伴う減額でございます。公共施設等適正管理推進事業では、庁舎建設事業の執行に伴い、今年度分の起債限度額を2億6,360万円減額し、2億1,130万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

恐れ入りますが、事務事業費の精算及び人件費の精算に係る補正については、内容の説明を一部省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。

1 款議会費、1 項議会費は、精算により228万6,000円の減額でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費は、3億3,786万円の減額でございます。

1 目一般管理費及び、20ページになりますが、2 目文書広報費は、精算による減額でございます。

5 目財産管理費では、12節委託料で、ウェブブラウザのサポート終了に伴う移行作業としてブラウザソフトウェアインストール等作業委託料206万8,000円を、13節使用料及び賃借料で、事務機器使用料100万円をそれぞれ追加するものでございます。

特定財源のその他につきましては、町有財産売却収入等を充てさせていただくものでございます。

6 目企画費では、18節負担金補助及び交付金で、県が実施する路線バス利用実態調査事業が新型コロナウイルスの影響により実施されなかったことから、負担金150万円を減額し、令和4年度予算に計上するものでございます。

8 目地域振興費では、主にコロナにより中止となりました長南フェスティバルに係る経費の減額をするものです。

21ページをお願いいたします。

9 目防災対策費及び11 目有線共聴施設管理事業費は、精算による減額でございます。

12 目過疎対策費では、精算による減額のほか、デマンドタクシー利用者の増加に伴い、12節委託料で、新公共交通システム運行业務委託料111万9,000円を追加するものでございます。

13 目庁舎建設事業費では、12節委託料で、庁舎建設工事監理業務委託料の執行に伴う13万2,000円の減額及び、22ページになりますが、電気設備調査業務委託料4万8,000円を追加し、14節工事請負費では、のり面改修工事で44万9,000円、庁舎建設工事で2億9,884万9,000円の執行による減額を、また仮駐車場の整備などを行う附帯工事について、802万9,000円の追加をお願いするものでございます。

14 目諸費では、12節委託料で、防犯灯周辺伐採作業委託料16万2,000円を追加し、22節償還金利子及び割引料で、令和元年の台風被害等に係る災害救助費について、精算監査による返還金58万9,000円の追加をお願いするものでございます。

2 項徴税費は75万4,000円の減額でございます。

1 目税務総務費は、精算による減額を、2 目賦課徴収費では、会計年度任用職員の通勤費として費用弁償4,000円の追加をお願いするものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費は、23万1,000円の減額でございます。

1 目戸籍住民基本台帳費は、精算による減額のほか、12節委託料で、マイナンバーカード関係の住民記録シ

ステム改修委託料55万円の追加をお願いするものでございます。

4項選挙費は、人件費の精算のほか衆議院議員選挙及び長南町長選挙の精算により238万3,000円の減額でございます。

5項統計調査費も、精算により176万円の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費は1,589万6,000円の減額でございます。

1目社会福祉総務費は、人件費の精算のほか、24ページとなりますが、18節負担金補助及び交付金で、広域市町村圏組合障害程度区分認定審査会負担金25万3,000円追加し、22節償還金利子及び割引料で、障害者国庫負担金等返還金236万1,000円を追加するものでございます。

27節繰出金では、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の精算により、計1,870万2,000円の減額となります。

特定財源その他の減額につきましては、福祉振興基金繰入金を歳入において1,000万円減額させていただくことが主な理由でございます。

2目老人福祉費は、精算による減額のほか、12節委託料で、老人保護措置費が不足するため55万円を追加し、18節負担金補助及び交付金では、特定財源の国庫支出金に記載のとおり、財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1施設当たり100万円、3施設に対する給付を予定した介護老人福祉施設支援給付金300万円の追加をお願いするものでございます。

3目国民年金費は、精算による減額でございます。

2項児童福祉費は1,008万9,000円の減額でございます。

1目児童福祉総務費では、7節報償費で、出産祝金が不足するため50万円を追加し、22節償還金利子及び割引料で、子育てのための施設等利用給付交付金返還金及び、25ページになりますが、保育対策総合支援事業補助金返還金の計10万1,000円の追加をお願いするものでございます。

3目児童福祉施設費については、精算による減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費は1,337万7,000円の減額でございます。

1目保健衛生総務費では、精算による人件費の減額のほか、26ページとなりますが、18節負担金補助及び交付金では、広域市町村圏組合火葬場・斎場事業会計負担金及び保健衛生費負担金について、広域市町村圏組合の決算見込みから計93万5,000円を減額するものでございます。

2目予防費では、精算による減額のほか、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に要する経費として、10節需用費で消耗品費5万円を、11節役務費で郵便料10万円を、12節委託料で、ワクチン接種委託料322万6,000円をそれぞれ追加するものです。ワクチン接種委託料については、全額国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を充てさせていただくものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用し、17節備品購入費で、感染症対策用備品購入費10万円の追加をお願いするものでございます。

3目母子保健費では、精算による減額のほか、27ページとなりますが、22節償還金利子及び割引料で、令和2年度分の返還として未熟児養育医療費返納金3万1,000円の追加をお願いするものでございます。

4目健康推進費では、精算による減額のほか、12節委託料で、がん検診副本登録委託料8万8,000円の追加

をお願いするものでございます。

5目環境衛生費は、精算による減額でございます。

28ページをお願いいたします。

2項清掃費は、1目塵芥処理費で、広域市町村圏組合衛生費負担金が減となることから7万9,000円の減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費は、1,179万5,000円の減額でございます。1目農業委員会費では、人件費の減額のほか、農地情報公開システム更新事業に要する経費として、10節需用費で消耗品費7万円を、12節委託料で農地情報公開システム更新委託料173万8,000円を、17節備品購入費でタブレット購入費24万円をそれぞれ追加するものです。

特定財源につきましては、タブレット購入費に対して、県支出金、農地・集積集約化対策事業補助金24万円を充てさせていただくものでございます。

2目農業総務費は、精算による減額でございます。

3目農業振興費は、精算による減額のほか、1節報酬で、鳥獣被害防止対策自治体報酬25万5,000円の追加をお願いするものでございます。

29ページとなりますが、6目ほ場整備費では、精算による減額のほか、30ページとなりますが、18節負担金補助及び交付金で、国の補正予算による事業執行に伴う経費として、県営長南東部地区土地改良事業県負担金787万5,000円の追加をお願いするものでございます。

7目農村環境改善センター費は精算による減額でございます。

6款商工費、1項商工費は、806万4,000円の減額でございます。

1目商工業振興費は、精算による減額であり、31ページとなりますが、2目観光費は、精算による減額のほか、17節備品購入費で、観光用備品購入費25万円の追加をお願いするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費は2億2,951万7,000円の追加でございます。

1目土木管理費では、精算による減額でございます。

2目地籍調査費では、精算による減額のほか、32ページとなりますが、令和3年度の交付額の追加決定により、当初予算計上分の精算との差引きにより、11節役務費で郵便料47万1,000円を、12節委託料で地籍調査業務委託料2億3,549万6,000円をそれぞれ追加するものです。本補正予算による年度末での予算計上となりますので、繰越明許費の設定も併せてお願いするものでございます。

特定財源につきましては、精算分として、県地籍調査費補助金3,408万3,000円を減額し、追加決定分として、県地籍調査費負担金2億941万5,000円を追加し、差引き1億7,533万2,000円を充てさせていただくものでございます。

2項道路橋梁費は、235万4,000円の減額でございます。

2目道路維持費では、減額による精算のほか、10節需用費で消耗品費33万円を、12節委託料で維持管理委託料99万円をそれぞれ追加するものでございます。

3目道路新設改良費では、人件費の精算による減額及び追加のほか、事務事業費の精算による減額でございます。

4項住宅費は、33ページになりますが、1目住宅管理費で、精算による減額となるため145万1,000円の減額でございます。

5項都市計画費は、66万円の追加ですが、内訳として1目都市計画総務費で、精算による減額のほか、12節委託料において、国の補正予算成立に伴い補助事業として実施するための経費、大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定業務委託料600万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、国支出金、社会資本整備総合交付金、大規模盛土事業を充てさせていただくものであり、交付金額は交付率2分の1の300万円ですが、他の国県支出金において精算による減額があるため差引きを行い、財源内訳欄の表記は219万円となっております。

8款の消防費、1項消防費は、34ページになりますが、各目において広域市町村圏組合の決算見込みによる負担金の減額及び追加により133万1,000円の減額でございます。

9款教育費、1項教育総務費は、719万2,000円の減額でございます。

2目事務局費は、人件費の精算による追加分及び減額のほか、事務事業費の精算による減額でございます。

35ページになりますが、3目義務教育振興費は、通級者の増加により、12節委託料で、適応指導教室事務委託料12万円の追加をお願いするものでございます。

2項小学校費は38万8,000円の減額でございますが、精算のほか、1目学校管理費において、10節需用費で修繕料11万9,000円を、11節役務費で電話料2万9,000円を、14節工事請負費で校舎時計設置工事として校舎壁面に壁かけ時計を設置するための費用22万9,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

3項中学校費は373万9,000円の減額でございますが、精算のほか、1目学校管理費において10節需用費で修繕料29万3,000円及び電気料78万円を、14節工事請負費で中学校教室等照明増設工事17万8,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

36ページをお願いいたします。

4項社会教育費は、精算により358万5,000円の減額でございます。

5項保健体育総務費につきましても、精算により775万9,000円の減額でございます。

37ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費は、1目元金の特定財源その他として充当することとしていた減債基金繰入金1,000万円を歳入において減額することから、財源更正となるものでございます。

12款諸支出金、2項基金費は5億6,584万9,000円の追加で、各基金への積立てを行うものでございます。

1目財政調整基金費は3億1,826万5,000円を追加するものです。積立てについては、前年度繰越金の留保額1億7,808万8,000円のほか、本補正予算により生じた余剰金などを積立てするものでございます。

特定財源その他795万5,000円については、一般寄附金、ふるさと納税寄附金等でございます。

2目減債基金費は、令和3年度普通地方交付税算定における臨時財政対策償還基金費相当額を積立てするため、4,757万9,000円の追加をお願いするものでございます。

8目公共施設等整備基金費は、庁舎建設事業などの公共施設の整備の財源に充てるため、2億5,000円の追加をお願いするものでございます。

特定財源のその他4,000円は、基金から発生した利子でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

13ページにお戻り願います。

2款地方譲与税から、14ページとなりますが、10款地方特例交付金までは、国・県からの財政情報等に基づき、それぞれ補正をするものでございます。

11款地方交付税は、決定した普通交付税の全額を計上させていただきました。

また、13款分担金及び負担金から、18ページとなりますが、22款町債までの各内容については、一部ではございますが、歳出でご説明させていただきましたので、内容の説明は省略させていただきます。

なお、人件費の補正については、38ページから42ページに給与費明細書が、継続費の補正に係る調書は43ページに、地方債の補正に係る調書は44ページにそれぞれ明細を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第9号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第9号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第7号から議案第9号までの内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時35分からを予定しております。

(午前11時18分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

○議長（松野唱平君） 次に、議案第10号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第10号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第10号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

令和3年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,137万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,737万3,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、777万4,000円の減額をお願いするものでございます。こちらは、人事異動や人事院勧告による人件費780万9,000円の減額及びマイナンバーカードを保険証として利用するためのリーフレット印刷費3万5,000円であり、特定財源は一般会計繰入金の費用繰入金の減額及び国庫支出金の社会保障・税番号システム制度整備補助金となります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費では、昨年度から発生していた新型コロナウイルスによる受診控えが収まりつつあり、令和3年度の給付が上昇傾向であるため900万円を増額しており、特定財源の国庫支出金は、県支出金である普通交付金が当初予算ほど見込めないため1,372万5,000円を減額するもので、一般財源は繰越金でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費でも同様に、新型コロナウイルスによる受診控えが収まりつつあり、令和3年度の給付が上昇傾向であるため320万円を増額しており、一般財源は繰越金でございます。

4項1目出産育児一時金では、次の8ページを併せてご覧いただきたいと思います。出産数の減により、210万円の減額をお願いするものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付分では、財源更正をお願いするものでございます。

特定財源のその他、基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分につきましては20万4,000円の減額、財政安定化支援事業で17万7,000円の交付があり、合わせて2万7,000円の減額、県支出金の特別交付金で2万7,000円を増額が見込まれるため、充当として特定財源のその他から特定財源の国庫支出金へ財源補正をしております。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、100万円の減額をお願いするものでございます。新型コロナウイルスの影響によりまして、特定健康診査の受診者数の減少による委託料の減によるものでございます。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金では、前年度繰越金2,000万円を基金に積み立てるものでございます。

7款諸支出金、1項4目その他償還金では、国と県からの繰入金である基盤安定負担金を算出するに当たり、システムベンダーが作成した帳票に誤りがあり過大交付となったため、国分の返還金として1万9,000円、県分の返還金として2万8,000円を増額するもので、一般財源は繰越金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきたいと思います。

2款国庫支出金、1項1目事業費補助金につきましては、社会保障・税番号システム整備費補助金ですが、昨年、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みの支援事業として、リーフレット作成費用が対象となったため3万5,000円を追加しております。

3款県支出金、1項1目1節保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、新型コロナウイルスによる

受診控えが収まりつつあり、令和3年度の保険給付費は伸びている状況ではございますが、県から示された普通交付金概算見込額が当初の普通交付金見込額ほど伸びていないため、1,372万5,000円を減額しております。

1項1目2節保険給付費等交付金の特別交付金につきましては、歳出の保健事業費の特定健康診査等事業費を減額している関係で95万3,000円を減額し、特別調整交付金を2万7,000円増額している関係で、合わせて92万6,000円を減額しております。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、1節の保険税軽減分を4万1,000円減額。これは軽減対象世帯が見込みより減であったことによるものです。

2節保健所支援分16万3,000円の減額につきましては、軽減該当の被保険者数が見込みより減であったため、1人当たりの平均保険税額が減額になったことによるものでございます。

3節職員給与費等繰入金につきましては、昨年4月の人事異動及び人事院の勧告による給与費780万9,000円の減額でございます。

4節助産費等繰入金140万円の減額につきましては、出産数の減によるものです。

5節財政安定化支援事業繰入金17万7,000円の増額につきましては、1人当たり医療費差額が増額になったことや年齢構成差による給付費の増降を算定する際の係数等の上昇によるものでございます。

6款繰越金では、前年度決算に基づき4,522万5,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、9ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第10号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これにて議案第10号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第11号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第11号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第11号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和3年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,947万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億595万8,000円とさせていただきますものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、8ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、主に人件費に係るものとしたしまして、88万4,000円の減額をお願いするものでございます。

2款保険給付費につきましては、給付費の決算額を見込む中で6,539万5,000円の減額をお願いするものでございます。

特定財源では、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、それぞれの負担割合に基づき2,825万3,000円を減額し、その他財源では、支払基金からの介護給付費交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金4,752万2,000円を減額するものでございます。

一般財源1,038万円では、保険料及び繰越金でございます。

また、2項から6項におきましては、給付費の負担割合の変更に合わせて財源更正をさせていただくものでございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護認定者のサービス給付費でございまして、1目居宅介護サービス給付費では、訪問介護サービスなどの利用者の減により1,494万4,000円を減額し、3目施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設の利用者の減により4,160万4,000円を減額するものでございます。

9ページになりますが、6目居宅介護サービス計画給付費では、指定居宅介護支援事業者による計画作成費の増によりまして174万7,000円の追加をお願いするものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、要支援認定者のサービス給付費でございまして、通所リハビリテーションサービスなどの利用が増加したことから、97万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、10ページの6項1目特定入所者介護サービス費では、低所得の要介護者が施設入所サービスを利用したときの補足給付制度の改正によるもの、また介護老人保健施設の利用者の減により606万4,000円を減額するものでございます。

11ページの3款基金積立金につきましては、財産収入として基金から生じた利子1,013円を基金に積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費につきましては、決算額を見込む中で404万6,000円の減額をお願いするものでございます。

特定財源では、国県支出金の地域支援事業交付金の負担割合に基づき140万4,000円を減額し、また、その他財源では、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金179万6,000円を減額し、一般財源では、保険料を84万6,000円減額するものでございます。

1項1目介護予防生活支援サービス事業費、12節委託料では、介護予防教室をコロナ禍により中止したことから253万5,000円を減額し、18節負担金補助及び交付金では、訪問型及び通所型サービス件数の減により102万6,000円の減額をするものでございます。

2項包括的支援事業費の12ページになりますが、1目包括支援センター運営事業費、17節備品購入費では、車両購入費の精算として36万7,000円の減額をお願いするものでございます。

5款諸支出金、1項3目償還金1,085万3,000円につきましては、令和2年度において国・県から超過交付されました介護給付費等の返還金でございまして、財源は令和2年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと存じます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、2節滞納繰越分として230万円の追加をお願いするものでございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、また8款繰入金の1項一般会計繰入金の減額につきましては、歳出の減額に伴いまして、それぞれの負担割合区分に基づき、減額をお願いするものでございます。

また、8款繰入金のうち、7ページになりますが、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減によりまして2,169万円の減額をするものでございます。なお、年度末の基金保有高の見込額では1億947万4,998円でございます。

9款繰越金では、前年度の決算に基づき、1,765万9,000円を増額するものでございます。

なお、13ページからは、給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第11号 令和3年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第11号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第12号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

議案書24ページをお願いいたします。

議案第12号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものです。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,855万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人件費の減額と財政調整基金への積立金及び公課費の追加をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入から説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

5款繰入金では、前年度からの繰入金といたしまして261万9,000円の追加をするものです。

歳出につきましては7ページをお願いいたします。

1款1項霊園総務費では、期末手当による支給率の改正に伴いまして、3節職員手当等で34万9,000円、4節共済費で10万円の減額を、24節積立金では230万円を追加するものです。なお、これによります年度末の財政調整基金の残高は3,838万1,000円となる見込みです。

26節公課費では、税制改革に伴いまして、当該年度に係る消費税等の中間申告分の納付が必要となったことから、76万8,000円を追加するものです。

以上、補正予算額261万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7,855万1,000円とするものでございます。

なお、8ページから11ページまでは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、雑駁な説明でしたが、議案第12号 令和3年度笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第12号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時からを予定しております。

(午前11時58分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（松野唱平君） 次に、議案第13号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

[産業振興課長 石川和良君登壇]

○産業振興課長（石川和良君） それでは、議案第13号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

議案第13号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ361万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,959万4,000円とさせていただきます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、継続費の補正でございます。

継続費の変更は、第2表、継続費補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費の補正でございます。

変更でございますが、農業集落排水事業地方公営企業会計移行支援業務委託の契約締結に伴い、令和3年度の年割額770万円を594万円減額し176万円とし、総額を契約額の1,083万5,000円に変更させていただくものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございます。

変更でございますが、継続費の補正で説明したとおり、令和3年度の年割額176万円となりまして、このことにより借入金770万円から170万円に減額するものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明させていただきますので、9ページをご覧いただきたいと存じます。

1款1項1目一般管理費におきましては、649万9,000円の減額でございます。この内容は、人件費の減額、また12節委託料では、公営企業会計移行支援業務委託の契約締結に伴い、令和3年度の年割額176万円とすることから594万円の減額によるものでございます。

2款1項1目施設管理費におきましては、288万3,000円の増額をお願いするものでございます。この内容は、10節需用費、修繕料にて、給田処理場内の回分槽コントローラー交換のため、243万円の追加をさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございますが、8ページをご覧いただきたいと存じます。

1款1項1目1節では、受益者分担金1戸分42万円の減額をお願いするものでございます。

4款1項1目1節前年度繰越金でございますが、280万4,000円の追加をお願いするものでございます。前年度の決算に基づきます繰越金の追加でございます。

6款1項1目1節公営企業会計適用債では、600万円の減額をお願いするものです。

なお、10ページ以降は、給与明細書等でございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第13号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第14号の内容の説明を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

〔ガス課長 今関裕司君登壇〕

○ガス課長（今関裕司君） それでは、議案第14号 令和3年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容

につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の26ページをお開き願います。

議案第14号 令和3年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）について。

令和3年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

補正予算書は別冊になっております。

まず、1ページ目をお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）。

第1条では、次に定めるところによらせていただきます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるものでございます。

供給戸数は4,599戸、当初と比較しまして2戸の減でございます。

年間供給量は864万7,000立方メートル。当初と比較して3万立方メートル減であります。

1日平均供給量を2万3,691立方メートルとするものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款、ガス事業収益、補正額84万1,000円増の7億2,267万5,000円とさせていただきます。

項の内容につきましては、補正予算実施計画で説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用、補正額242万増の7億1,706万3,000円とさせていただきます。

2ページ目をお願いいたします。

4条では、資本的収入及び支出の不足額の補填財源を改めさせていただきます。

条文中3行目になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,506万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,126万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,881万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,498万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出では、第1款資本的支出、補正額98万6,000円減の2億1,572万2,000円とさせていただきます。第1項建設改良費で、白ガス管入替え工事等の精算に伴う減額でございます。

第5条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費、補正額144万4,000円を減額し、4,888万4,000円とさせていただきます。

続きに、3ページをお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございますが、1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では、278万9,000円減の6億9,110万9,000円で、コロナ禍の影響による販売量の減少によるものでございます。

第2項営業雑収益、1目受注工事収益では、大規模内管工事の受注によるものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価では、補正額128

万8,000円、0.3%の減の3億7,922万4,000円でございます。原ガス混入で販売量が3万立方減によるものでございます。

2項供給販売費及び4ページの3項一般管理費では、人件費及び事業精算に伴う補正でございます。

4項営業雑費用では、酒悦の改修工事に伴い、受注工事費用の339万9,000円増の、5項営業外費用では、1目企業債利息、2目消費税の精算に伴う増減でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款1項建設改良費では、補正額98万6,000円減の1億7,630万9,000円とするものでございます。主に人件費や工事負担金等の精算に伴う減額でございます。

6ページをお願いいたします。

令和3年度ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでございます。

右側下の行になりますが、各業務の合計額の資金増加額は2,133万4,000円増となり、令和3年度末の資金残高は、二重線でありまして、1億8,888万7,000円を見込むものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和3年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。ガス事業の経営状況を表したもので、今年度3月末の見込みを税抜で表示してあります。

当年度純利益は、右側下から4行目で、営業収益から営業費用を差し引いた純利益は63万1,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金と合わせますと、当年度末処分利益剰余金は603万8,000円を見込むものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

令和3年度ガス事業会計予定貸借対照表でございます。

財政状況を表したものでございまして、資産の部では1の固定資産、2の流動資産の合計で、一番下の二重線になりますが、資産合計は17億4,033万1,000円でございます。

続きまして、9ページでございます。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は8億7,557万5,000円で、次の資本の部では6の資本金、7の剰余金の合計、資本合計は8億6,475万6,000円となり、下の二重線、負債資本合計では17億4,033万1,000円でございます。

前のページの資産合計と、ただいまの負債資本合計が、複式記帳の法則により双方ともに同額となっておりますので、貸借対照表として成り立っているところでございます。

次に、10ページ、11ページは給与明細書でございます。

12ページは、補正後の実施計画を長南町と睦沢町に分けた内容でございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、雑駁な説明ではありましたが、令和3年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第14号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第15号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第15号 令和4年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

議案書27ページをお願いいたします。

議案第15号 令和4年度長南町一般会計予算について。

令和4年度長南町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の予算書1ページをお開き願います。

令和4年度長南町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億2,500万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。

第2条、地方債でございます。

地方自治法の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものです。

第3条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用を定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから7ページまでが第1表、歳入歳出予算となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは、8ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

令和4年度に借入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、過疎基金への積立てのため過疎対策事業3,500万円、防災行政無線親宅等整備工事のため緊急防災・減災事業1億2,970万円、庁舎建設事業及び町営住宅解体工事のため公共施設等適正管理推進事業6億1,580万円、河川等維持管理委託のため緊急浚渫推進事業1,760万円、臨時財政対策債5,600万円、合計8億5,410万円を借入れしようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からご説明いたしますが、主要な内容につきましてご説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。

1 款議会費は、7,531万7,000円の計上でございます。

26ページをお願いいたします。

2 款総務費では、前年度比9億2,665万8,000円増の18億4,338万円を計上してございます。

1 項総務管理費は、9億2,222万4,000円増の16億8,002万6,000円の計上でございます。

31ページをお願いいたします。

5 目財産管理費でございます。34ページになりますが、14節の工事請負費では、令和4年1月から新たに貸付けとなった旧長南小学校西側校舎の修繕工事に要する費用308万6,000円のほか、計379万6,000円をお願いするものでございます。旧長南小学校西側校舎修繕工事の特定財源については、企業立地補助金の活用を県に要望する中で、交付が決定した後に補正予算にて計上させていただき予定でございます。

35ページになりますが、6 目企画費では、昨年度まで3 目財政管理費で計上していたふるさと納税に関する経費を、計上科目の見直しを行い、本目に計上させていただきました。

また、36ページになりますが、18節負担金補助及び交付金では、県が実施する路線バス利用実態調査に係る負担金150万円については、当初令和2年度に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、2か年にわたり実施できず、令和4年度に予算計上しております。この路線調査は、茂原駅から上総牛久駅間の牛久線などで実施し、事業費の2分の1を県、残りの2分の1を本町、茂原市、市原市で3分の1ずつ負担するものでございます。

37ページをお願いいたします。

8 目地域振興費の18節負担金補助及び交付金では、昨年度に続き第2期総合戦略に位置づけた町民主体の地域づくりを推進する町民提案型事業補助金として100万円をお願いするものでございます。

9 目防災対策費において、38ページになりますが、14節工事請負費では、庁舎建設に時期を合わせた更新工事により、情報発信力の強化を図る防災行政無線親宅等整備工事1億2,975万円をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、地方債で緊急防災減災事業債1億2,970万円を充てさせていただきものでございます。

39ページをお願いいたします。

12目過疎対策費でございますが、地域おこし協力隊事業の経費として、1 節、3 節、4 節の人件費のほか、計720万4,000円を計上してございます。

また、41ページになりますが、18節の若者定住促進奨励金1,200万円は、引き続き社会資本整備総合交付金地域住宅支援事業を活用する中で実施してまいります。

また、同じく18節で、地域公共交通計画マスタープラン策定のため、地域公共交通活性化協議会補助金520万円を、空き家バンク登録促進事業補助金は補助対象者の増加が見込まれることから、前年度から倍増の240万円をそれぞれ計上させていただきました。

13目庁舎建設事業費は、8億9,420万3,000円の計上でございます。庁舎建設に係る工事費及び管理業務委託料並びに現庁舎解体後跡地の整備計画、実施設計業務委託料に係る費用の計上でございます。

特定財源につきましては、地方債で公共施設等適正管理推進事業債6億円を、その他特定財源といたしまして、公共施設等整備基金繰入金2億9,420万2,000円をそれぞれ充てさせていただくものです。

42ページをお願いいたします。

2項徴税费では、前年度比1,174万6,000円増の9,664万6,000円を計上しております。

45ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では、前年度比336万9,000円増の3,724万9,000円の計上でございます。

1目戸籍住民基本台帳費で、47ページになりますが、コンビニ設置の端末でマイナンバーカードの使用により住民票、印鑑証明、税関係証明書が取得できるコンビニ交付事業に要する経費を、12節コンビニ交付導入業務委託料のほか、計475万1,000円を計上しております。

48ページをお願いいたします。

4項選挙費では、前年度比933万3,000円減の2,465万8,000円の計上でございます。

49ページになりますが、3目参議院議員選挙費で1,127万円を計上しております。

50ページをお願いいたします。

4目千葉県議会議員選挙費で393万4,000円の計上でございます。両選挙とも、特定財源につきましては選挙費委託金を充てさせていただきます。

51ページになりますが、5項統計調査費では、前年度比138万3,000円減の410万6,000円の計上でございます。

52ページをお願いいたします。

6項監査委員費では、前年度比3万5,000円増の69万5,000円の計上でございます。

3款民生費では、前年度比421万円減の10億3,016万5,000円を計上しております。

1項社会福祉費は、963万1,000円増の7億9,069万7,000円の計上でございます。社会福祉費につきましては、障害者児福祉事業のほか、引き続き前年度と同様の各種事業経費を計上しております。

59ページをお願いいたします。

2項児童福祉費は、1,384万1,000円減の2億3,946万8,000円の計上でございます。

1目児童福祉総務費では、60ページになりますが、12節の支援対象児童等見守り強化事業委託料で、支援対象児童等の生活指導などを通じた子供の見守り体制強化をする費用545万8,000円を計上しております。

64ページをお願いいたします。

4款衛生費では、前年度比3,073万2,000円増の3億9,561万9,000円を計上しております。

1項保健衛生費は、1,754万2,000円増の3億1,067万2,000円の計上でございます。

67ページをお願いいたします。

2目予防費は、疾病の早期発見や新型コロナウイルス等の感染症を予防するため、各種予防接種、青年の健康診査、結核検診等を実施する疾病予防対策等事業を実施するための経費4,908万9,000円を計上しております。新型コロナウイルスワクチン接種については、特定財源として、国からの負担金及び補助金を充てさせていただいております。

71ページをお願いいたします。

5目環境衛生費は、家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業及び住宅用省エネルギー設備等設置事業に対する補助金のほか、環境衛生に係る事務事業に要する経費2,701万7,000円を計上してございます。

73ページをお願いいたします。

2項清掃費は、1目塵芥処理費で、広域市町村圏組合衛生費負担金が増となることから1,319万円増の8,494万7,000円を計上してございます。

5款農林水産業費では、前年度比3,854万5,000円減の4億8,441万2,000円を計上してございます。

1項農業費は、4,015万2,000円減の4億8,177万円の計上でございます。

74ページをお願いいたします。

3目農業振興費でございますが、鳥獣被害防止対策事業として、75ページになりますが、7節の有害鳥獣駆除報償金、77ページになりますが、18節の鳥獣被害防止対策協議会補助金のほか、計3,262万8,000円を計上してございます。

また、同18節の次世代産地整備支援事業補助金、78ページになりますが、農業次世代人材投資資金及び経営発展支援償還補助金により、新規就農者支援に要する経費を計上してございます。

お手数ですが、74ページに戻っていただきまして、3目農業振興費の特定財源は、鳥獣被害防止総合対策国庫補助金、農業次世代人材投資事業資金国庫補助金、次世代産地整備支援事業県補助金等で、その他の特定財源は過疎基金、地域農業推進基金繰入金でございます。

78ページをお願いいたします。

6目ほ場整備費では、80ページになりますが、14節工事請負費のほか、上小野田揚水機場整備補修工事などの土地改良施設維持管理適正化事業に要する経費996万8,000円を計上してございます。

また、18節の多面的機能支払交付金のほか、多面的機能支払事業に要する経費4,713万5,000円を計上させていただきます。

78ページに戻っていただきまして、6目ほ場整備費の特定財源は、多面的機能支払交付金県補助金等で、その他特定財源は、土地改良施設維持管理適正化事業分担金及び同交付金でございます。

82ページをお願いいたします。

2項林業費は、前年度比160万7,000円増の264万2,000円の計上でございます。

83ページをお願いいたします。

6款1項商工費は、前年度比110万9,000円増の5,167万2,000円の計上でございます。

84ページをお願いいたします。

2目観光費でございます。85ページになりますが、12節の観光施設維持管委託料で、野見金公園及び熊野の清水公園などの観光施設維持管理に要する費用900万円を計上してございます。

86ページをお願いいたします。

7款土木費は、前年度比1億4,855万4,000円減の2億9,063万1,000円を計上してございます。

1項土木管理費は、前年度比2億180万9,000円減の4,603万1,000円の計上でございます。大幅な減額の要因につきましては、87ページになりますが、2目地籍調査費で、本議会で上程しております令和3年度一般会計

補正予算（第9号）において、前倒しで地籍調査業務委託料をはじめ、史跡調査実施に要する経費を計上したことから、本予算にはこれらの経費が含まれていないことによるものでございます。

88ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費は、前年度比215万5,000円減の1億5,736万9,000円の計上でございます。

89ページになりますが、2目道路維持費では、14節で舗装本復旧工事、舗装修繕工事及び道路維持工事、計5,955万円を計上してございます。

その他特定財源につきましては、舗装本復旧工事負担金、道路占用料等3,834万1,000円を充てさせていただくものでございます。

90ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費では、12節で社会資本整備総合交付金道路事業の国庫補助事業を活用し、利根里線2工区及び長南26号線に係る測量調査設計委託料を計上してございます。

また、14節で単独道路改良工事及び道路舗装工事の計4,279万円を計上させていただきました。

4目橋梁維持費では、14節で単独橋梁修繕工事の経費を計上させていただきました。

3項河川費は、前年度比4,105万6,000円増の5,179万6,000円の計上でございます。

1目河川総務費では、12節で緊急浚渫推進事業実施のため河川維持管理委託料1,760万円を、14節で河川維持工事3,410万円をそれぞれ計上させていただきました。

特定財源につきましては、地方債で緊急浚渫推進事業債を充てさせていただくものでございます。

91ページになりますが、4項住宅費では、前年度比1,567万8,000円増の2,342万8,000円の計上でございます。

1目住宅管理費では、92ページになりますが、14節で長南住宅解体のため町営住宅解体工事1,760万円を計上してございます。

お手数ですが、91ページにお戻りいただきますが、特定財源につきましては、地方債で公共施設等適正管理推進事業債を、その他で町営住宅使用料をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

92ページをお願いいたします。

5項都市計画費では、前年度比132万4,000円減の1,200万7,000円の計上でございます。

93ページをお願いいたします。

8款1項消防費は、1億6,410万8,000円の計上でございます。

9款教育費は、前年度比316万6,000円減の4億639万6,000円を計上してございます。

1項教育総務費は、前年度比304万5,000円増の8,355万4,000円の計上でございます。

94ページになりますが、2目事務局費で、新たに指導主事を配置するための人件費を計上してございます。

97ページをお願いいたします。

2項小学校費では、前年度比555万9,000円減の8,324万9,000円を計上いたしました。

98ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、99ページになりますが、18節で前年度から実施している小学校の給食費を無償化することにより、保護者の教育関係費用の軽減を図る学校給食費補助金1,280万3,000円を計上してございます。

3項中学校費では、前年度比78万4,000円減の5,700万1,000円の計上でございます。

101ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、18節でこちらも中学校の給食費を無償化にすることで保護者の教育関係費用の軽減を図る学校給食費補助金792万円をお願いするものでございます。

4項社会教育費では、前年度比148万1,000円減の6,299万1,000円の計上でございます。

103ページをお願いいたします。

2目公民館費では、104ページになりますが、13節で既設の空調機器に不具合があるためリースにより対応する費用として、空調機リース料330万円を計上させていただくものでございます。

107ページをお願いいたします。

5項保健体育費でございますが、前年度比161万3,000円増の1億1,960万1,000円の計上でございます。

1目保健体育総務費では、108ページになりますが、12節委託料で、令和2年度補正予算（第7号）において債務負担行為を設定したB&G海洋センター事業に係る指定管理委託料3,147万7,000円を計上いたしました。

110ページをお願いいたします。

10款災害復旧費は、存目で4,000円の計上でございます。

11款公債費でございますが、4億2,117万4,000円を計上してございます。

その他特定財源は、減債基金繰入金と預金利子でございます。

111ページになりますが、12款諸支出金につきましては、4,912万2,000円の計上でございます。

2項基金費、1目財政調整基金は、1,105万1,000円を積み立てるものでございます。

その他特定財源は、ふるさと納税寄附金、一般寄附金、利子等でございます。

112ページをお願いいたします。

13款予備費は、1,000万円を計上してございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

1款町税ですが、総額は前年度に比較し4,359万9,000円増の10億6,530万3,000円の計上でございます。

1項町民税は、前年度比1,900万円減の3億4,105万円でございます。個人町民税では1,900万円の減額を、法人町民税では前年度同額を見込んでおります。

2項固定資産税につきましては、償却資産の増額により前年度比5,999万9,000円増の6億3,955万3,000円を見込んでおります。

3項軽自動車税につきましては、前年度比60万円増の3,070万円を見込んでおります。

4項町たばこ税、5項鉾産税につきましては、令和3年度の実績を見込む中で計上させていただきました。

2款から12款までの譲与税、交付金等につきましては、国・県の財政情報及び令和3年度の実績見込みにより計上させていただきました。

2款地方譲与税は、8,022万6,000円を計上いたしました。

13ページになりますが、3款利子割交付金40万円、4款配当割交付金500万円、5款株式等譲渡所得割交付金400万円、6款法人事業税交付金950万円、7款地方消費税交付金1億9,500万円、8款ゴルフ場利用税交付

金9,700万円をそれぞれ計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金では、1,350万円を計上いたしました。

10款地方特例交付金では、1項地方特例交付金で、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金が終了したことから、200万円減の270万円を計上いたしました。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金では、前年度実施された償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の特例的減免に対する原資補填が終了したことから、過年度分収入等に対する存目として、1,000円を計上しております。

11款地方交付税は、前年度実績を考慮し前年度比6,500万円増の16億2,600万円の計上でございます。このうち、普通交付税は9,100万円増の14億9,100万円、特別交付税は1億3,500万円を計上いたしました。

12款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の170万円の計上でございます。

15ページになりますが、13款分担金及び負担金は、前年度比2,202万4,000円の減額となっております。小規模治山緊急整備事業分担金の改減が主な要因でございます。

14款使用料及び手数料は、前年度比98万8,000円増の6,052万8,000円の計上でございます。

16ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、前年度比3,299万円増の2億4,349万7,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金及び補助金の改増が主な要因でございます。

18ページをお願いいたします。

16款県支出金は、前年度比1億6,306万8,000円減の2億3,676万9,000円でございます。地籍調査費補助金の改減が主な要因でございます。

21ページをお願いします。

17款財産収入につきましては、69万1,000円を計上してございます。

18款寄附金は、前年度と同額の1,105万円の計上でございます。

19款繰入金は、前年度比2億1,170万3,000円増の5億6,269万2,000円の計上でございます。庁舎建設事業に伴う公共施設等整備基金繰入金の増が主な増額要因でございます。

22ページをお願いいたします。

20款繰越金は前年度と同額の5,000万円を、21款諸収入は7,111万5,000円を計上いたしました。

23ページになりますが、22款町債は、前年度比5億6,810万円増の8億5,410万円でございます。臨時財政対策債は減額ですが、防災行政無線親宅等整備工事に係る緊急防災減災事業債、庁舎建設事業に係る公共施設等適正管理推進事業債の借入れなどに伴う増額でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、113ページ以降に給与費明細書のほか、参考資料を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議案第15号 令和4年度長南町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第15号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第16号及び議案第17号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第16号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の28ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第16号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算について。

令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、令和4年度の予算編成に当たりましては、千葉県から示された市町村ごとの事業費納付金や保険料率並びに必要な保険給付費を基に編成をしたところです。

なお、本年1月1日現在の被保険者数は2,123人でありまして、前年度の同時期に比べ51人の減、加入率は27.96%でございます。

それでは、別冊の予算書131ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、内容に入らせていただきます。

令和4年度長南町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,200万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、140ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、前年度に比べ519万3,000円減の3,402万7,000円をお願いするものでございます。この減額分は、職員4名から3名への減に伴う人件費の減で、財源につきましては、その他財源の一般会計からの給与費繰入金でございます。

また、12節委託料等につきましては、一般財源の保険税でございます。

次の142ページをお開きいただきたいと存じます。

2款保険給付費につきましては、過去の保険給付費の実績や被保険者数の動向、さらに最近における医療費

の動向などを考慮しまして、前年度当初予算に比べ970万円の増、8億1,069万6,000円を見込んだところでございます。

このうち、特定財源の国県支出金8億487万9,000円につきましては、県が給付金に必要な費用を全額町に交付いたしまして、町が国保連合会などへ支払うものでございます。

次の144ページをお開きいただきたいと思います。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県が県内の保険料収納必要額を市町村ごとに被保険者数及び所得水準、さらに医療費水準を反映しました国保事業費納付金決定額2億4,620万2,000円を計上させていただいたところです。

その他財源につきましては、一般会計繰入金、また一般財源は保険税及び繰越金でございます。

次の145ページをお願いいたします。

4款共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度の経費1,000円の計上でございます。

5款保健事業費につきましては、次の146ページを併せてご覧いただきたいと思います。

1項1目特定健康診査等事業費につきましては、健診や保健指導、また医療費適正化など、被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上など、より効果の上がる取組を引き続き進めてまいります。前年度に比べ、国保ヘルスアップ事業への委託で139万3,000円増の1,953万2,000円をお願いするものでございます。

特定財源は、県支出金ほか、その他で特定健康診査負担金、一般財源の保険税及び繰越金でございます。

2項2目疾病予防費の810万円は、人間ドックの委託料180人分を見込んでおります。

次の147ページをお願いいたします。

6款基金積立金の100万1,000円は、条例に基づく積立て分と基金の利息でございます。

7款諸支出金につきましては、保険税還付金等110万3,000円でございます。

8款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入ります。137ページにお戻りいただきたいと思います。

1款国民健康保険税につきましては、県から示されました国保事業費納付金及び保健事業などに必要な費用を加えまして、予算額2億83万3,000円を見込ませていただきまして、前年度と比較し251万円の減でございます。

1目一般被保険者国民健康保険税では250万円減の2億80万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では退職被保険者制度の廃止に伴い存目及び滞納分を計上し、3万3,000円を見込ませていただいたところでございます。

2款国庫支出金、1項1目災害臨時特例補助金では、新型コロナウイルス感染症分として、次の138ページをお願いいたします。2目事業費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、その存目を計上しております。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金では、保険給付費として8億487万8,000円を見込みまして、2節特別交付金では、保険者努力支援制度交付金及び保健事業に係る補助金等として2,200万5,000円を見込むものでございます。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の基金利子1万円を見込んでおります。

5款繰入金につきましては、8,236万4,000円でございます、内訳といたしまして、1目一般会計繰入金、1節の保険税軽減分では、3,170万2,000円のうち県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

2節の保険者支援分では、1,905万9,000円のうち国が2分の1を、県及び町がそれぞれ4分の1を負担するものでございます。

3節、未就学時均等割額保険税繰入金では、今年度からの計上でございます、6歳までの小学校就学前の未就学児を含んでいる世帯を対象に均等割の軽減を実施するもので、50万円を見込むものです。

4節職員給与費等繰入金ではフルタイムの会計年度職員1名を含んだ4人分の2,362万3,000円を、5節助産費等繰入金では1件当たりの支給額42万円の3分の2は交付税措置をされ、10件分を見込んでおります。

6節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の健全化及び国保税負担の平準化のため、町が負担するものでございます。

6款繰越金では、前年度の繰越金として1,100万円の計上でございます。

7款諸収入につきましては、次の139ページを併せてご覧いただきまして、延滞金及び特定健診の受診者負担金等90万8,000円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年と比較いたしまして0.5%、600万円増の11億2,200万円とさせていただくものでございます。

149ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第17号 令和4年長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第17号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されております資格の取得・喪失事務、あるいは保険料の徴収事務に係る経費を町特別会計予算でお願いするものでございます。

本年1月1日現在の被保険者数は1,712人ございまして、前年度の同時期に比べ11人の減でございます。

それでは、別冊の予算書161ページをお開きいただきたいと存じます。

令和4年度長南町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001億3,830万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、167ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費につきましては、161万4,000円をお願いするものでございまして、保険料の徴収事務に係る電算処理委託料などがございます。

その他財源は、一般会計からの事務費繰入金及び広域連合からの事務費補助でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を合わせました1億3,195万4,000円を広域連合へ納付するものでございます。

3 款保健事業費では、次の168ページを併せてご覧いただきまして、人間ドック82件分の委託料と、398万円をお願いするものでございます。

その他財源は、広域連合からの人間ドックのみなし受診分補助及び一般会計繰入金でございます。

4 款諸支出金では、保険料の還付金など25万2,000円を計上させていただいております。

その他財源は、広域連合からの保険料還付金等でございます。

5 款予備費では、前年度と同額の50万円を計上したところでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、166ページにお戻りいただきたいと存じます。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合議会が2年ごとに保険料率を改定しておりまして、令和4年度は改定年度に当たりますが、一定所得以上所得者の窓口負担割合の見直しや保険料調整基金の決算余剰金を活用することで、令和2年、3年度と同様の内容となっており、均等割額は4万3,400円で据置き、所得割率も8.39%で据置き、また賦課限度額は66万円であり、この保険料率から1億53万2,000円を計上させていただいたところでございます。

2 款繰入金につきましては、3,521万7,000円を見込みまして、1 節の保険基盤安定繰入金では、保険料軽減分の補填として県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

また、3 節の人間ドック助成繰入金では、令和2年度で広域連合からの助成が終了したため、令和3年度からは全額一般会計から309万6,000円の繰入れをお願いするものです。

3 款繰越金では、前年度からの繰越金として83万4,000円の計上でございます。

4 款諸収入では、広域連合からの保険料の還付金、雑入での賦課徴収事務費及び人間ドックのみなし受診分に係る助成など、171万7,000円の計上をさせていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして2.8%、380万円増の1億3,830万円とさせていただくものでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、議案第16号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計予算及び議案第17号 令和4年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これにて議案第16号及び議案第17号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時20分からは予定しております。

(午後 2時05分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

○議長（松野唱平君） 次に、議案第18号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第18号 令和4年度長南町介護保険特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の30ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第18号 令和4年度長南町介護保険特別会計予算について。

令和4年度長南町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、本年1月1日現在の介護保険の状況を申し上げますと、第1号被保険者数は3,367人でありまして、前年度と比較いたしますと26人の増となっております。介護認定者は565人でありまして、そのうちサービスの利用者は512人です。

介護サービスの内容といたしましては、在宅での利用は321人、施設での利用は150人、地域密着型介護サービスを利用されている方は41人となっております。また、令和4年度は介護保険事業計画第8期の2年度目となり、おおむね計画どおりの予算編成でございます。

それでは、別冊の予算書の171ページをお開きいただきたいと存じます。

内容に入らせていただきます。

令和4年度長南町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,200万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2項、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、181ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、3,963万5,000円をお願いするものでございまして、人件費及びシステム管理費などの経常的経費でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの運営費繰入金でございます。

1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料では、第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とするためのニーズ調査業務委託料281万6,000円をお願いするものでございます。

182ページをお開きいただきたいと存じます。

3項介護認定審査会費では、認定審査に必要な調査員の報酬やかかりつけ医の意見書作成手数料、広域市町村圏組合での審査会負担金など1,006万8,000円をお願いするものでございます。

次の183ページの2款保険給付費につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、認定者数及び利用率、また施設入所者数の実績や動向などを考慮いたしまして、前年度に比べ1,287万7,000円減の10億5,704万3,000円を見込んでおります。

保険給付費全体の特定財源につきましては、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、それぞれの負担割合に基づき3億9,685万2,000円を、また、その他財源では、支払基金からの介護給付費交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金として4億4,349万6,000円でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護認定者のサービス給付費でございまして、9億4,915万5,000円の計上をさせていただいております。

1目居宅介護サービス給付費では、訪問介護や看護、また福祉用具の貸与などの給付費を増額し、3目施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設の利用件数の減により、給付費を減額させていただいております。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援認定者のサービス給付費でございまして、1,712万6,000円の計上をさせていただいております。

1目介護予防サービス給付費では、福祉用具の貸与や通所リハビリテーションの給付費を増額させていただいております。

次の185ページの5項1目高額医療合算介護サービス費では、介護保険と医療保険の支払いが高額になった場合の負担軽減措置でございまして、400万円の計上をさせていただいております。

6項特定入所者介護サービス費、次の186ページの1目特定入所者介護サービス費では、低所得の要介護者が施設入所や短期施設サービスを利用したときの補足給付でございまして、5,796万円の計上をさせていただいております。

3款基金積立金の1,000円は、基金の利息分でございます。

4款地域支援事業費につきましては、4,356万8,000円をお願いするものでございまして、特定財源につきましては、国県支出金の地域支援事業交付金として2,283万4,000円を、また、その他財源では、支払基金からの地域支援事業交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金として1,227万4,000円でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、要支援認定者などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援事業費として1,716万6,000円の計上をさせていただいております。

次の187ページ及び188ページの2項包括的支援事業費では、包括支援センターの運営に係る人件費のほか、生活支援や認知症予防等に係る事業費として2,621万2,000円を計上させていただいております。

5款諸支出金につきましては、保険料の還付金等75万3,000円でございます。

189ページの6款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、178ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款介護保険料につきましては、65歳以上の方からの保険料でございまして、所得階層などを見込む中で、

前年度と比較し283万6,000円増の2億1,604万2,000円を見込むものでございます。

3款国庫支出金から4款支払基金交付金、5款県支出金及び179ページの8款繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき歳入を見込んでおります。

なお、8款繰入金のうち、1項4目軽減費繰入金につきましては、低所得者層に係る介護保険料を軽減する目的で交付されるものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金2,596万1,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰入れでございます。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして0.6%の700万円減の11億4,200万円とさせていただくものでございます。

190ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第18号 令和4年度長南町介護保険特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第18号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第19号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書31ページをお願いいたします。

議案第19号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について。

令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、予算編成に当たりましては、墓所の使用状況及び実績を踏まえまして、積算計上をさせていただきました。

まず、墓所の使用状況でございますが、本年1月1日現在の使用区画数は8,852区画となりまして、管理区画数9,280に対する使用率は95.4%です。前年度と比較いたしますと、62区画、0.7%の減となっております。

また、開園から43年が経過し、霊園施設につきましては、長寿命化対策の修繕や霊園利用者の安全に関わる維持管理に努めているところでございます。

それでは、予算の内容に入らせていただきます。

恐れ入りますが、予算書の201ページをお願いいたします。

令和4年度長南町の笠森霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによらせていただくものです。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,880万円と定めるものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最

高額は2,000万円と定めるものです。

それでは、事項別明細書により、歳入から説明させていただきます。

206ページをお願いいたします。

1款1項事業収入でございますが、前年度の実績を基に本年度は4,734万9,000円を見込み、前年度と比較いたしますとマイナス1%、50万円の減となります。

事業収入といたしまして、1目墓所使用料では前年度より3区画減の46区画の販売を見込み1,015万1,000円を、2目工事負担金では墓所区画の販売傾向から30基分のカーポート工事として94万9,000円を、3目墓所管理料では使用者数の減少から、前年度と比較し9万8,000円減の3,541万1,000円を、4目施設使用料ではコロナ禍の影響が不透明ですが、施設使用の回復を見込み、前年度と比較し5万6,000円増の83万8,000円を計上いたしました。

2款財産収入4万3,000円及び3款寄附金1,000円は前年度と同額を、4款2項1目一般会計繰入金でございますが、前年度と同額の2,000万円を計上させていただき、人件費へ充当させていただくものでございます。

5款繰越金100万円及び6款諸収入40万6,000円は、前年度と同額を計上させていただきました。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

208ページをお願いいたします。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、前年度と比較し15.1%、779万2,000円増の5,925万9,000円を計上いたしました。

内容といたしましては、人件費では一般職2名と会計年度任用職員パート1名とフルタイム2名によるシフト体制によるもので、11節需用費では消耗品、納入通知書等の印刷製本費、施設の光熱水費ほかで361万円、11節役務費では管理料納付に関わる郵便料やコンビニ収納の手数料及び電話料のほかで262万9,000円、12節委託料では墓所管理料に関わる電算処理委託、園内の清掃委託料、施設清掃委託料ほかで1,885万1,000円を計上いたしました。

210ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料では霊園管理システム、複写機、防犯カメラほか使用料で305万2,000円を、18節負担金補助金及び交付金154万9,000円、22節償還金利子及び割引料34万6,000円、24節積立金100万円は、前年度と同額を、26節公課費195万5,000円は、消費税等の納付分といたしまして計上をいたしました。

2款1項1目霊園施設費におきましては、前年度と比較しマイナス50.6%、829万2,000円減の849万1,000円を計上いたしました。

内容といたしましては、10節需用費では消耗品等施設の修繕料として153万5,000円、11節役務費では園内の植木剪定料として10万円、12節委託料では芝墓所の維持管理委託料として245万6,000円、14節工事請負では歩道防護柵の更新工事など霊園施設の維持工事といたしまして407万円を計上し、15節原材料では通路の敷砂利購入として昨年度と同額を計上いたしました。

3款公債費で5万円、4款予備費100万円につきましては、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳入歳出の総額は、前年度と比較しマイナス0.7%、50万円減の6,880万円をお願いするものです。

なお、212ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思

います。

以上、議案第19号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でしたが、ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第19号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第20号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） 議案第20号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の32ページをお開きください。

議案第20号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、農業集落区域、3処理区全体の令和4年1月末現在の接続状況につきましてご報告申し上げます。

加入戸数は1,094戸で、うち接続戸数905戸、前年度比5戸増の接続率82.7%という状況でございます。適切な維持管理に努めているところでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

予算書の223ページをご覧ください。

令和4年度長南町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,830万円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、地方債でございますが、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものでございます。

第3条、一時借入金でございますが、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきますので、230ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、1,660万2,000円をお願いするものでございます。この内容につきまして、1節報酬では、令和6年度から公営企業会計へ移行することから、簿記有資格者の会計年度任用職員の報酬として190万6,000円を計上し、スムーズな移行へ備えてまいります。

2節、3節、4節は、職員の人件費関係、10節需用費、11節役務費につきましては、事務的経費でございます。

231ページをご覧くださいと存じます。

12節委託料につきましては、継続費で計上しております令和4年度分の公営企業会計移行支援業務委託料と

して566万5,000円を計上しております。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、5,690万2,000円をお願いするものでございます。この内容につきまして、12節委託料では、3か所の処理場と中継ポンプ等に係る維持管理委託1,557万6,000円を計上、232ページをご覧くださいと思います。また、米満地先排水管新設工事設計監理業務委託料83万6,000円を計上してございます。

14節工事請負費では、既加入者の未接続箇所の解消に伴い、米満地先排水管新設工事として1,450万円を計上してございます。

3款公債費でございますが、地方債36件の償還金として、1項1目元金は1億4,538万5,000円、2目利子は1,841万1,000円、合わせまして1億6,379万6,000円を計上させていただきました。

4款予備費につきましては、前年度同額の100万円の計上をさせていただいたところでございます。

次に、歳入についてご説明させていただきますので、229ページをご覧くださいと存じます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが、昨年度と比較しまして8,000円増の4,146万6,000円を計上してございます。

3款1項1目一般会計繰入金では、昨年度と比較しまして300万円増の1億7,400万円を計上してございます。これにつきましては、主に公債費に充てさせていただくもののほか、増の要因は、公営企業会計移行に伴う会計年度任用職員の報酬等によるものでございます。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度と同額の100万円を計上させていただくものでございます。

6款1項1目町債でございますが、前年度と比較しまして1,310万円増の2,080万円を計上してございます。これにつきましては、米満地先排水管新設工事に係る事業費として1,520万円を、また公営企業会計移行支援業務委託費分560万円を借入れするものでございます。

歳入歳出合計、それぞれ2億3,830万円、前年度と比較して1,630万円の増をお願いするものでございます。

なお、234ページ以降は給与費明細書等でございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第20号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第20号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第21号の内容の説明を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

[ガス課長 今関裕司君登壇]

○ガス課長（今関裕司君） それでは、議案第21号 令和4年度長南町ガス事業会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

議案第21号 令和4年度長南町ガス事業会計予算について。

令和4年度長南町ガス事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

予算書は別冊となっておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページ目をお開きお願いします。

第1条では、令和4年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第2条、業務の予定量でございます。

第1号、供給戸数は4,599戸、前年度比で2戸の減でございます。

第2号、年間供給量は864万7,000立方、前年度比で3万立方、0.35%の減となっております。

第3号、1日の平均供給量は2万3,691立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めさせていただきます。

初めに、収入でございます。

第1款ガス事業収益7億2,092万7,000円、前年度比90万7,000円でございます。

なお、各項につきましては、予算実施計画でご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用は7億1,479万3,000円、前年度比15万円としております。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めさせていただきます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,483万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,442万1,000円、当年度分損益勘定留保資金の1億4,469万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,572万2,000円で補填するものでございます。

資本的収入につきましては、6,474万円を計上いたしました。

企業債では5,000万円の借入れで、白ガス管の入替工事費等の財源に充当いたします。

工事負担金1,474万円につきましては、新規加入供給管取り出し工事等の負担金であります。

次に、資本的支出でございます。

第1款資本的支出2億3,957万8,000円で、前年度比2,287万円でございます。内訳ですけれども、建設改良費は1億9,868万5,000円、前年度比2,139万円の増で、白ガス管改善工事及び舗装本復旧負担金でございます。また、企業債償還金が148万円の増でありまして、4,089万3,000円となっております。

第5条企業債でございますが、本・支管整備事業で、限度額は5,000万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

次に、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、記載のとおりでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。職員給与費5,015万6,000円、前年度比17万2,000円の減でございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めさせていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和4年度ガス事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の内容でございます。

初めに、収入でございます。

第1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では6億8,815万円、前年度比574万8,000円の減額でございます。販売見込み量は864万7,000立方、前年度比3万立方メートルの減となります。昨年度からのコロナ感染症の影響を受け商業用が減少したこと、また一般家庭での需要の減少によるものでございます。大口供給につきましては、増減なしとしております。

次に、2項営業雑収益、1目受注工事収益は、長南町と睦沢町を合わせた102件分の内管工事収益の2,675万3,000円を計上いたしました。

2目その他営業雑収益13万2,000円は、ガス漏れ警報器等の収益でございます。

3項営業外収益では、受取利息、長期前受金戻入、雑収入などを計上しております。

次に、5ページをお願いいたします。

支出の内容でございます。

1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価は3億7,750万8,000円で、前年度比300万4,000円としております。原ガス購入費で販売量3万立方減によるものでございます。

2項供給販売費では、2億5,106万6,000円で、前年度比76万9,000円の減でございます。

1目から7目までは、職員2名分の人件費でございます。

8目修繕費は、前年度比121万円減の1,164万9,000円でございます。ガス工作物修繕及び検満メーターの回収数の減によるものでございます。

9目特別修繕引当金繰入額2,700万円は、ガスホルダーの開放検査引当金で、昨年度と同様の額となっております。

17目委託作業費3,970万4,000円、前年度比156万9,000円減。各家庭の消費機器調査、導管漏えい検査、検針業務及び宿日直業務の委託料でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

3項一般管理費では、予定額4,478万8,000円、前年度比で12.7%増でございます。

2目から7目までは、職員3名分の人件費、10目の賃借料では、前年度比364万3,000円、39.7%増の1,281万2,000円でございます。財務会計システム及びガス料金システムのリース料でございます。

4項営業雑費用は内管受注工事費用102件分を、5項営業外費用は企業債利息及び消費税等を計上しております。

6項予備費は、前年度と同額の1,000万円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございます。

1款1項1目企業債ですが、前年度と同額の5,000万円の借入れ、白ガス管改善工事の財源に充当いたします。

2項1目工事負担金1,474万円は、新規加入供給管取り出し工事に伴う負担金を計上しております。

次に、資本的支出でございます。

1 款 1 項建設改良費 1 億9,868万5,000円で、前年度比2,139万円増でございます。白ガス管入替え工事を本年度は7路線、約1,500メーターを予定しておりまして、令和4年度で完了予定としております。

2 目固定資産購入費では、新規ガスメーター等の購入費としております。

2 項 1 目企業債償還金は、25件分でございます。企業債残高は5億円弱となります。

次に、8ページをお願いいたします。

令和4年度ガス事業会計キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでございます。

右側下の行になりますけれども、各業務の合計額の資金増加額は、ホルダー開放検査のため特別修繕引当金取崩しや、白ガス管入替えを令和4年度に完了させるため、工事費の増によりマイナス3,879万円となり、令和4年度資金期末残高は、1億5,009万7,000円を見込むものでございます。

9ページは、注記事項でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

令和4年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。

令和4年度末までの1年間のガス事業の経営状況を税抜で表したものであります。

1の営業収益から営業外費用までを算出いたしました。

収益的支出によります当年度純利益は、右側下から4行目で41万2,000円を見込むものでございます。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は、右下で二重線でありましてけれども、645万円でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

令和4年度長南町ガス事業会計予定貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状況を明らかにするため、令和4年度末時点において保有する見込みの全ての資産、負債及び資本を総括的に表したものでございます。

資産の部では、1の固定資産、2の現金預金などの流動資産の合計は、一番下で二重線で表示してあります、資産合計は17億3,333万2,000円となります。

次に、12ページをお願いいたします。

負債の部ですけれども、負債の部では、企業債などの負債合計は8億6,816万4,000円となります。

資本の部では、資本金及び剰余金の合計は8億6,516万8,000円となり、一番下、二重線の負債資本合計は17億3,333万2,000円となります。先ほど11ページの資産合計と負債資本合計が複式記帳の法則によりまして、双方とも同額となっております。

なお、13ページから17ページまでは、給与費明細書となっております。

また、18ページは債務負担行為に関する調書でございます。

19ページ以降は、参考資料といたしまして、予算実施計画を長南町と睦沢町に分けた内容でございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でしたが、議案第21号 令和4年度長南町ガス事業会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第21号の内容の説明は終わりました。

議案第22号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第22号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第28、議案第22号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第28、議案第22号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日2月3日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時06分)